

支 払 基 金
平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 6 1 2 2 1」に設定し収載しております。

記

- 1 平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付け厚生労働省告示第 4 2 5 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：4コード）
- 2 平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付け同第 4 2 6 号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：2コード）